**専門業務型裁量労働制に関する労使協定書**

株式会社○○○○と社員代表○○○○は、専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり協定する。

（対象業務）

第１条　就業規則第〇条に基づいて適用する専門業務型裁量労働制（以下「裁量労働制」という。）の対象業務は、次のとおりとする。

（１）新商品若しくは新技術の研究開発の業務

（２）情報処理システムの分析または設計（ニーズの把握、分析、システム評価および改善）の業務

（裁量労働の原則）

第２条　前条各号に定める対象業務に従事する者（以下「裁量労働従事者」という。）に対しては、会社は業務遂行の手段および時間配分の決定等につき具体的な指示をしないものとする。

（事前の同意等）

第３条　裁量労働制を適用するに当たっては、会社は、事前に本人の同意（以下「本人同意」という。）を得なければならない。本人同意を得るに当たっては、会社は、裁量労働制の制度の概要、制度の適用を受けることに同意した場合に適用される賃金・評価制度の内容ならびに同意しなかった場合の配置および処遇について明示した上で説明するものとする。

（不同意者の取扱い）

第４条　会社は、本人同意をしなかった者に対して、同意をしなかったことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

（同意の撤回）

第５条　本人同意をした者は、書面または電子メールをもって総務部へ申し出ることにより、同意を撤回することができるものとする。この場合において、裁量労働制の適用解除を希望する日の２週間前までに申し出ることを原則とする。

２．前項により同意を撤回した場合における処遇については、本人同意が行われる前の部署における同職種の労働者に適用される人事制度および賃金制度を基準に決定するものとする。

（労働時間の取り扱い）

第６条　本協定によって裁量労働従事者が所定労働日に勤務した場合、１日の所定労働時間は８時間労働したものとみなす。

（始業・終業時刻）

第７条　裁量労働従事者の始業・終業時刻は、業務遂行の必要に応じて裁量労働従事者の裁量により決定するものとする。

（休憩）

第８条　裁量労働従事者の休憩時間は、就業規則第〇条に定める時間を与えることとする。ただし、定められた時刻に休憩をとることができないときは本人が自主的に配分した時間にこれを取得するものとする。

（休日労働および深夜労働）

第９条　裁量労働従事者が休日または深夜の時間帯（午後１０時から午前５時までの間）に勤務しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得なければならない。

２．裁量労働従事者が、前項により承認を得て休日または深夜の時間帯に勤務した場合については、賃金規程の定めるところにより割増賃金を支給する。

（出勤等の際の手続）

第１０条　裁量労働従事者は勤務したことを証するため、出勤した日ごとに勤怠管理システムへの打刻を行い、勤怠を明らかにするものとする。

２．裁量労働従事者が出張等のため事業場外で勤務しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得なければならない。

（健康・福祉確保措置）

第１１条　会社は、裁量労働従事者の健康および福祉を確保するため、次のとおり措置を実施する。

（１）働き過ぎの防止の観点から、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めて、その取得を促進する｡

（２）把握した対象労働者の勤務状況（労働基準法第３８条の３第１項第４号に規定する労働時間の状況を含む。以下同じ。）およびその健康状態に応じて、代償休日または特別な休暇を付与する。

（苦情処理措置）

第１２条　社員より選出された苦情処理委員は、裁量労働従事者からの裁量労働制の運用に関する事項、裁量労働従事者に適用している評価制度、これに対応する賃金制度等の処遇制度全般の苦情を受け、相談者のプライバシーに配慮した上で、定期的に総務部に報告するものとし、総務部はその報告に対し適切な措置を講ずるものとする。

（記録の保存）

第１３条　会社は、裁量労働従事者の労働時間の状況、健康・福祉確保措置の実施状況、苦情処理措置の実施状況、同意およびその撤回に関する労働者ごとの記録を、本協定の有効期間中および有効期間満了後３年間保存するものとする。

（裁量労働制の個別解除）

第１４条　裁量労働従事者の勤務成績が悪く、裁量労働制の適用が不適当と認められる場合、会社は当該者に対する裁量労働の適用を解除し、就業規則第〇条の規定による勤務を命ずることができるものとする。

（勤務時間の短縮の措置等）

第１５条　「育児・介護休業等に関する規程」に基づいて、育児・介護のための勤務時間短縮の措置を受けることを希望する裁量労働従事者については、本人の申し出により裁量労働制の適用を解除し、勤務時間の短縮の措置を講ずるものとする。

（有効期間）

第１６条　本協定の有効期間は○○○○年　４月　１日から○○○○年　３月３１日までの３年間とする。

○○○○年○○月○○日

株式会社　　○○○○

代表取締役　○○○○ 印

社員代表　　○○○○ 印